

# 青森県報

第三千五百六十八号

平成二十四年  
七月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二

土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……二

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

右……………(同) ……四

右……………(同) ……四

右……………(同) ……四

右……………(同) ……五

右……………(同) ……五

右……………(同) ……六

右……………(同) ……六

### 選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び  
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ  
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…  
(事務局) ……六

## 告 示

青森県告示第五百九十三号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	変更 年月日
変更前	八戸燃料株式会社	小井田 福哉	八戸市城下一丁目一 の二	平成 二四・六・一六
変更後		小井田 和哉		

青森県告示第五百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険佐井歯科 診療所	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三 九の一	平成二四・三・三

青森県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 国民健康保険佐井歯科 診療所 くるみ歯科	所在地又は住所 下北郡佐井村大字佐井字大佐井一四 の一	指定年月日 平成二四・四・一 二四・六・一
弘前市大字末広一丁目三の一		

青森県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	ハッピー・ドラッグ 田向店	八戸市大字田向字毘沙門平 三三の一	平成二四・五・二四
変更後	ハッピー調剤薬局 田向店		

青森県告示第五百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二十条の規

定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

青森市

二 事業の種類

市道筒井幸畑団地線道路整備工事

三 起業地

1 収用の部分

青森県青森市大字大矢沢字里見、字野田及び大字幸畑字唐崎地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森市大字大矢沢字里見地内の県道青森環状野内線との接合部を起点とし、同市大字幸畑字唐崎地内の三・二・三号外環状線（環状国道七号）との接合部を終点とする、延長千四百三十七メートルの区間に新設する「市道筒井幸畑団地線道路整備工事」（以下「本件事業」という。）であり、土地収用法第三条第一号に掲げる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に該当する。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

市道筒井幸畑団地線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定により青森市長が市道に認定した路線であり、青森市は、同法第十六条の規定により本路線の道路管理者であることから、同市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって起業者は、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

本路線は、青森市大字大矢沢字里見地内の県道青森環状野内線との接合部を起点とし、平成四年度から整備が進められている横内川多目的遊水地の東側周囲堤

沿いに北上し、同市大字幸畑字唐崎地内の三・二・一三号外環状線（環状国道七号）との接合部を終点とする路線で、青森市の中心市街地を結ぶ社会的、経済的に重要な幹線道路である。

幸畑地区の住民が中心市街地に移動する主要なルートは、県道青森環状野内線を東方に進み市道三・三・五号漁港大通幸畑線及び県道青森田代十和田線を通るルートと、県道青森環状野内線を西方へ進み国道一三二号を通る二つのルートがあるが、この青森環状野内線は、局部的な道路改良はなされているが、青森市南側丘陵部を通過しているため屈曲箇所が多く、縦断勾配の急な箇所や車道幅員が狭小な箇所もあり、十分整備されている状況とはいえない。更に、幸畑地区のベッダタウン化、近年のモーターゼーションの進行に伴い、交通量が増大し慢性的な交通渋滞を引き起こしている。平成二十二年度の道路交通センサスにおいては十二時間自動車交通量が一万三千七十二台にのぼり、混雑度が一・四〇と交通量が多く、特に、本路線と県道青森環状野内線との接合部では、朝の通勤通学時において、市道幸畑団地一号線からの流入車両による交通混雑が著しく、交通上の隘路となっている。

本路線は、このような状況に対処するため計画されたものであり、本事業が完成すれば県道青森環状野内線における現在の交通混雑の緩和及び交通事故の防止、また、三・二・一三号外環状線（環状国道七号）の利便性を高め、地域の発展及び生活環境の改善が図られることとなる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

一方、本事業の施行により、自然環境、埋蔵文化財への影響が考えられるが、自然環境については、本事業の計画区域内には、特定植物群落、絶滅危惧種等の貴重種に関する動物、植物ともに確認されていないこと等から、自然環境に与える影響は軽微なものと判断される。

また、埋蔵文化財については、本事業の起業地に埋蔵文化財包蔵地の指定を受けた区域が存するところ、起業者は、青森市教育委員会教育長に対して法第十八条第二項第五号に基づく意見照会をしているが、同教育長は、当該埋蔵文化財包蔵地を起業地に編入することについて異議がない旨の回答をしていることから、埋蔵文化財に与える影響は軽微なものと判断される。

以上のこと等から、本事業により失われる利益は軽微であると認められる。本事業は、本路線における機能及び信頼性の向上を図ることを主な目的とし

て、道路構造令第三種第二級の規格に基づき、線形の良好な二車線の道路を建設するものであり、本事業の事業計画は、道路構造令に定める規格に適合していると認められる。

なお、本路線のルートについては、平成十一年四月十四日に都市計画決定された、青森市都市計画道路三・四・二十四号筒井大矢沢線のルートに整合しているものであり、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

幸畑地区における県道青森環状野内線については、車両の安全かつ円滑な通行と歩行者等の安全な通行が阻害されていることから、できるだけ早期に本事業を施行する必要があると認められる。

また、本事業に係る起業地の範囲は、本事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青森市役所柳川庁舎 道路建設課

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人IT事業センターはちのへ

三 代表者の氏名

市川 洋子

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上五丁目四の八四

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域の住民に対し、IT技術を習得するための支援およびITを生かした生涯学習活動を支援し、さらにITを核にした子どもの健全育成やまちづくり活動に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白神山地を守る会

三 代表者の氏名

永井 雄人

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浜館字科八六の一

五 定款に記載された目的

本会は、エコロジーツアー、白神ガイドの人材養成等を行い、白神山地の自然保

護及び有効活用に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森音楽療法研究会

三 代表者の氏名

佐々木 純子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、音や音楽、または楽器による心身への“力”を学び、教育・医療・福祉などの現場でより効果的に利用できるよう実践・研究すると共に、音楽を通じて人々がふれあうことにより、広く一般市民に対して人間としての尊厳、個人としての想いを大切に、調和のある豊かな生活を誰もが送れるよう、援助することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人雑木林

三 代表者の氏名

成重 良恵

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字赤沼字前川原四七

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族及び関係者に対して、それぞれの地域で、安心と広がりのある暮らしが実現できるように必要な事業を行い、もって障害児・者のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。  
平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校

三 代表者の氏名

永井 雄人

四 主たる事務所の所在地

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字上禿八八の二

五 定款に記載された目的

本会は、自然学校として白神山地の山・川・海の自然を創造的に活用した自然体験の活動を実施し、ゆとり教育・環境教育のリーダーを養成し、地元の地域経済の振興のために森林整備・農村振興・自然公園の整備など幅広い森林保全作業も行い国土の健全な発展に寄与することを目的として発足する。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。  
平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域生活自立支援センターメンタル・ケア・サポート

三 代表者の氏名

江刺家 幸枝

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字田面木字赤坂一六の三

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村の高齢者や精神障害者に対し、地域生活をすすめるために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アシスト

三 代表者の氏名

夏堀 典雄

四 主たる事務所の所在地

三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、南部町住民及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOもつたない弘前

三 代表者の氏名

日景 弥生

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市とその周辺地域住民に対して、リサイクルに関する事業を行い、持続可能な循環型社会の実現とリサイクル活動等を通じて地域に生きる生活者が互いに支えあう社会を目指すことを目的とする。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長 老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 の表中

村上病院

” 青柳二丁目五の一七

を

村上病院

” 浜田三丁目三の二四

に改める

|                                    |                                           |                              |
|------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------|